

運営において定めておかなければ ならない項目とその他事項について

令和 6 年 3 月
旭川市福祉保険部指導監査課

虐待防止措置（令和4年度から義務化）

- ・虐待防止委員会を定期的に行開催（最低年1回）し、その結果について従業者に周知徹底を図ること（委員会の記録については5年間保存）。
- ・従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に行実施すること。
- ・虐待防止に関する担当者を設置すること。

令和6年度から

虐待防止措置が未実施の障害福祉サービス事業所等について



虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を実施。

※指定基準の解釈通知において

- ・虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会を含む。）において、外部の第三者や専門家の活用に努めること。
- ・障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止担当者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいこと。

が明示される。

身体拘束等の適正化の推進

【計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス】

身体拘束適正化措置（令和4年度から義務化）

- ・ やむを得ず身体拘束を行う場合，その態様及び時間，利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（切迫性，非代替性，一時性の三つの要件全てを満たし，かつ，組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨）その他必要な事項を記録すること。
- ・ 身体拘束適正化検討委員会を定期的を開催（最低年1回）し，その結果について従業者に周知徹底を図ること（委員会の記録は5年間保存）。
- ・ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・ 従業者に対し，身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

未
実
施



身体拘束未実施減算

令和6年度から

- ① 施設・居住系サービスについて、身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から、減算額を引き上げる。
- ② 訪問・通所系サービスについて、減算額を見直す。

《身体拘束廃止未実施減算の見直し》

〔現 行〕基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

〔見直し後〕（施設・居住系サービス）※1

基準を満たしていない場合に、所定単位数の10 %を減算する。

（訪問・通所系サービス）※2

基準を満たしていない場合に、所定単位数の1 %を減算する。

※1 障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

※2 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

業務継続計画（BCP）とは

大地震等の自然災害、感染症のまん延、大事故、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと。

先般流行した新型コロナウイルスだけではなく、ノロウイルスやインフルエンザなどの感染症や地震や水害、雪害などの災害により障害福祉サービスの提供に支障をきたさないよう、各事業所において、次の項目を盛り込んだ業務継続計画の策定をしてください。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照願います。

◇感染症に係る業務継続計画

- ・平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- ・初動対応
- ・感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

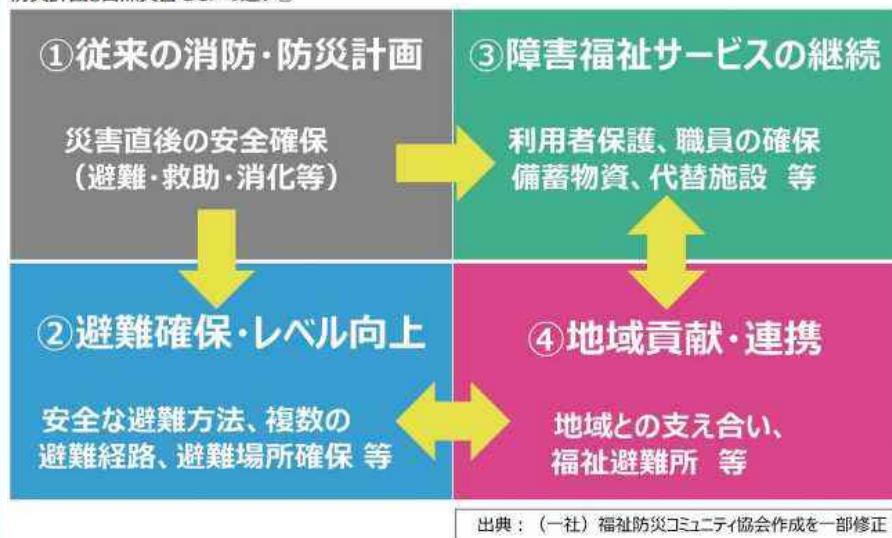
◇災害に係る業務継続計画

- ・平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- ・緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- ・他施設及び地域との連携

防災計画と自然災害 BCP の違い①

	防災計画	BCP
主な目的	・身体、生命の安全確保 ・物的被害の軽減	・身体、生命の安全確保に加え、優先的に継続、復旧すべき重要業務の継続または早期復旧
考慮すべき事象	・拠点がある地域で発生することが想定される災害	・自社の事業中断の原因となり得るあらゆる発生事象
重要視される事象	・以下を最小限にすること ➢ 「死傷者数」 ➢ 「損害額」 ・従業員等の安否を確認し、被害者を救助・支援すること ・被害を受けた拠点を早期復旧すること	・左記に加え、以下を含む ➢ 重要業務の目標復旧期間・目標復旧レベルを達成すること ➢ 経営及び利害関係者への影響を許容範囲内に抑えること ➢ 利益を確保し企業として生き残ること
活動、対策の検討範囲	・自社の拠点ごと	・全社的（拠点横断的） ・依存関係にある主体（委託先、調達先、供給先）

防災計画と自然災害 BCP の違い②



※業務継続計画を策定したら、従業員へ内容を周知し、具体的な内容を共有するとともに、定期的（年1回以上）の研修等を通じて理解を深めて下さい。

また、訓練においては、役割分担の確認や支援の演習等を定期的（年1回以上）実施するものとし、机上、実地を適切に組合せながら実施をすることが必要です。

「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」より

業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

概要

【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

減算単位

業務継続計画未策定減算【新設】

- ・ 100分の3に相当する単位数を減算
(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 100分の1に相当する単位数を減算
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

算定要件

- 以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- ※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

衛生管理等（感染症及び食中毒の予防及びまん延防止）

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止（令和6年度から義務化）

- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）の設置及び開催（**おおむね3月に1回以上**）
 - ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
 - ・ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施
- ★療養介護，生活介護，短期入所，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援，就労継続支援A型，就労継続支援B型，共同生活援助，障害者支援施設，児童発達支援，放課後等デイサービス，居宅訪問型児童発達支援，保育所等訪問支援については，感染症に加えて食中毒の防止措置も必要。

※指針の策定に当たっては，「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討してください。

① 感染症発生時に備えた平時からの対応

＜運営基準の見直し＞

- 障害者支援施設等（障害者支援施設、グループホーム、（福祉型）障害児入所施設）について、新興感染症の発生時等に感染者の対応を行う協定締結医療機関（*）と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めることを努力義務化
- 協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関と利用者の急変時等の対応等の取り決めを行う中で、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務化

＜報酬による評価＞

- 障害者支援施設等について、感染症発生時における施設内感染を防止する観点や感染者への医療提供を迅速に行う体制を平時から構築していく観点から、以下の①～③の要件を満たしている場合に評価。**（Ⅰ）**
 - ① 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する協定締結医療機関との連携体制を構築していること
 - ② 協力医療機関等と感染症発生時の対応を取り決めるとともに、軽症者等の施設において対応可能な感染者については、協力医療機関等との連携の上で施設において療養することが可能であること
 - ③ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること
- 医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けている場合に評価。**（Ⅱ）**

（*）協定締結医療機関…令和4年12月に成立した感染症法等の改正により、都道府県は、新興感染症等の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症に係る協定を締結することとしている。

【新設】

障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10単位/月
障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5単位/月

② 新興感染症等の発生時に施設内療養を行う障害者支援施設等への対応

- 新興感染症等の発生時に、施設内で感染した障害者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大時の施設等における生活継続等の対応として、必要な体制を確保した上で施設内療養を行った場合に評価。
- ※ 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定

【新設】

新興感染症等施設療養加算	240単位
--------------	-------

	ハラスメント対策	虐待等防止	身体拘束の適正化	感染症・食中毒の予防及びまん延防止	業務継続計画の策定	
義務化	R4.4.1～	R4.4.1～	R4.4.1～(相談系除く)	R6.4.1～	R6.4.1～	
計画の策定					◎(感染症、非常災害) 他事業者と連携可	
指針の策定	◎	○	◎	◎		
委員会 ※オンライン可	設置	◎	◎	◎		
		一体的に設置・運営が可能 (議題はそれぞれ検討すること)		他の会議体と一体的の設置・運営が可能。		
		法人単位可	法人単位可	他事業者と連携可		
	構成員	利用者やその家族、専門的な知見のある者を加えることが望ましい	幅広い職種による。第三者や専門家、(医師、看護職員)を含むことが望ましい	感染症の知識を有する者を含む幅広い職種による。		
	頻度	少なくとも年に1回以上	少なくとも年に1回以上	おおむね6月に一度又はおおむね3月に1度		
	役割	・虐待防止のための計画づくり ・虐待防止のチェックとモニタリング ・虐待発生後の検証と再発防止策の検討	・報告様式の整備 ・報告事例の集計、分析 ・原因結果をとりまとめ適正性と適正化策の検討 ・事例と分析結果の従業者への周知 ・適正化策の効果検証			
	従業者への周知	◎	◎	◎		
担当者の配置	◎	◎	◎	◎		
研修		・年1回以上(全従業者) ・新規採用時	・年1回以上(全従業者) ・新規採用時	・年1回以上又は年2回以上 ・新規採用時	・年1回以上 ・新規採用時	
訓練				年1回以上又は年2回以上 (机上と実地の組み合わせ可)	年1回以上	
R6度からの減算	なし	(全サービス) 所定単位数の1%	(施設居住系) 所定単位数の10% (訪問系・通所系) 所定単位数の1%	なし (施設居住系は加算あり)	(施設居住系) 所定単位数の3% (訪問系、相談系) 所定単位数の1%(R7度～)	(左記以外のサービス) 所定単位数の1% * R6度は下の条件で猶予 ・感染症の指針 ・非常災害計画

障害福祉サービス情報公表制度



アドレス <https://www.wam.go.jp/sfkyhyout/COP000100E0000.do>

ログイン画面

よくある質問

- ・ログインIDを忘れた → 登録時のシステムからのメールを見てください。わからない場合は、指導監査課にお問い合わせください。
- ・パスワードを忘れた → 「パスワードをお忘れの場合はこちら」より手続きください。事業者情報で登録されているアドレスに再設定情報が届きます。(カテゴリ⑦のアドレスとは別です)
- ・事業者情報で登録したメールアドレスがわからない → 「事業者アカウントの確認・編集を行う」で確認できます。ログインできず確認できない場合は指導監査課にお問い合わせください。なお、情報公表システムの登録アドレスは事業者において変更可能です。同じ画面から編集してください。市への連絡は不要です。(※市から直接事業所に送っているメールアドレスも変更する場合には、連絡が必要です。)

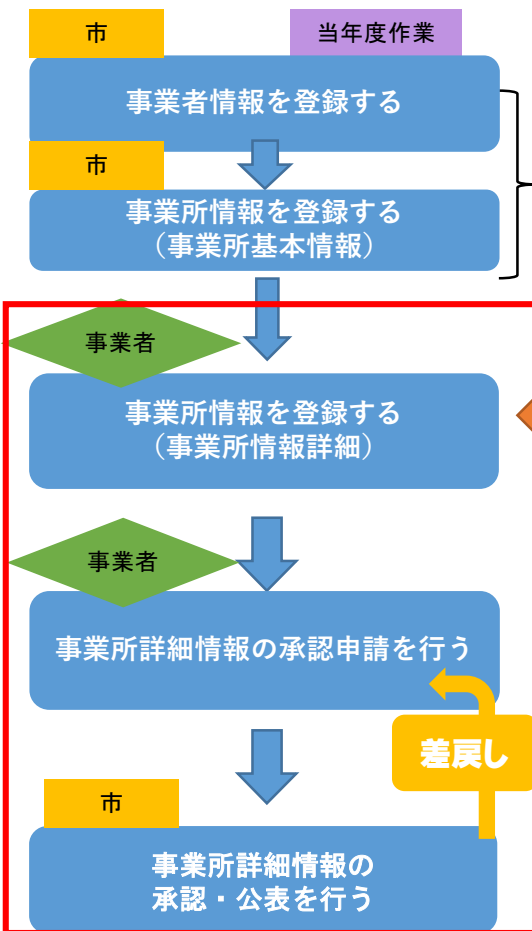


※障害者支援施設等の災害時情報共有システムの運用について

災害発生時における障害者支援施設等の被害状況等を国・地方公共団体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援（停電施設への電源車の手配等）につなげるため、令和3年度より運用が開始されている。→WANNETで未公表の事業所については、災害時情報共有システムを利用した被災状況の報告ができません。

「障害福祉サービス情報公表制度」は毎年更新しましょう！

○情報公表制度の流れ



「報告しない」「虚偽の報告をした」「内容に関する調査を受けない・妨げた」などがあった場合、是正命令が発せられ行政処分の対象になることがあります。令和3年度からは「災害時情報共有システム」とも連携しています。忘れずに更新しましょう。

※新規事業所のみ

市が基本情報を登録すると事業者情報のメールアドレスにID等が届きます。新規事業所は登録後1ヶ月を目安に「詳細情報」を登録しましょう。

毎年度更新が必要 (5月上旬から更新可※システムからメールが届きます)

既存事業所は、5月～7月を目安に当年度の詳細情報を更新しましょう。(直近の決算書類が添付できる状態になってからで構いません。)

情報を更新したら「承認申請」を行います。承認申請がないと公表されません。承認申請は、個々のサービスごとにカテゴリ⑧にて行う方法と、事業所の選択画面にて複数サービスを一括して行う方法があります。

※「差戻し」後に内容を訂正したときも承認申請を忘れずに。

承認申請された事業所詳細情報は、市が随時審査を行い公表します。(1～2ヶ月に1度)

○事業所詳細情報の入力項目

カテゴリ			
① 法人等に関する事項	② 事業所等に関する事項	③ 従業者に関する事項	④ サービス内容に関する事項
⑤ 利用料に関する事項	⑥ 事業所運営に関する事項	⑦ システムからの連絡先	⑧ 承認者へ申請する

基本的に、それぞれのカテゴリにおいて項目の「あり・なし」及び記述可能な欄のすべてを入力してください。入力がない場合、「差戻し」します。また、特に以下の※の項目に不備があった場合にも「差戻し」としています。軽微な不備は差戻しを行いませんが、公表内容は事業所の責任においてよく確認してください。

<よくある誤り>

②について

- ・指定日（指定通知日と思われるものがあります）
- ・指定更新日（更新開始日ではなく未来の日付や前回の更新満了日が入っている場合があります）
- ・事業所等の管理者の氏名（古いままのものがあります）
- ・※事業所等の財務状況（2年度より前の場合があります。原則はサービスごとに作成しますが、事業所や法人単位で作成したものでも可としています。※社会福祉法人は就労会計のみで可）

③について

- ・※「利用実人員」（当年度4月の請求実績） ← 同じ人数になるはずが違う

④について

- ・※「障害福祉サービス等の利用者への提供実績」の「利用者の人数」（当年度4月の請求実績）
- ・※「福祉・介護職員特定処遇加算の職場環境等要件に係る主な取組特定処遇改善加算」（令和6年度中に始まる新しい処遇改善加算においては（Ⅰ）及び（Ⅱ）の有無（特定加算の「見える可要件」となります。）

情報公表未報告の事業所への対応

概要

【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

減算単位

情報公表未報告減算【新設】

- ・ 100分の10に相当する単位数を減算

（療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）

- ・ 100分の5に相当する単位数を減算

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

都道府県等による確認

- 都道府県知事（指定都市又は中核市にあつては、当該指定都市又は中核市の市長）は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

《ご確認ください！！》

障害福祉サービス等情報公表システム（WAMNET）について、各年４月時点の該当する情報について報告期限内までにシステム上に公表しなければならない。

基準日（各年４月１日）以前により前に指定
障害福祉サービス等を提供している事業者

各年５月上旬～各年７月３１日

基準日（各年４月１日）以降に指定障害福祉
サービス等の提供を開始しようとする事業者

事業者指定を受けた日～事業者指定を受けた
日から２か月以内



必ず、報告期限内までに報告してください！！

届出の提出における期日等について

- ・ 給付費等算定に係る体制等に関する届出書（体制届）

新たに加算を算定する（単位数が増える区分へ変更になる）場合

届出日	算定開始
各月 1 5 日まで	翌月から
1 6 日以降	翌々月から

加算の算定要件を満たさなくなった場合（単位数が少ない区分へ変更になる）場合

届出日	算定開始
速やかに	要件を満たさなくなった時から

届出の提出における期日等について

・ 指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制届出書

業務管理体制の整備について

指定障害福祉サービス事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制が整備されているかどうかを指します。

具体的には、事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者が置かれていること、開設する事業所等の数に応じ（次表参照）、法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」の整備、外部監査などによる「業務執行の状況の監査」が行われていることが必要とされます。

対象となる障害福祉サービス事業者等	届出事項
全ての事業者等	・ 事業者等の名称又は氏名、事業者等の主たる事業所の所在地、事業者等の代表者の氏名・生年月日・住所・職名 ・ 「法令遵守責任者」の氏名・生年月日
事業所等の数が <u>20</u> 以上の事業者等	上記に加え「法令遵守規程」の概要
事業所等の数が <u>100</u> 以上の事業者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要 18

届出の提出における期日等について

◎届出書の届け先の考え方

	事業所等の区分	届出先	備 考
①	指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等	厚生労働省	厚生労働本省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課
②	特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村	
③	全ての指定事業所等が同一指定都市(※)内に所在する事業者等	指定都市(※)	※児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者については、児童相談所設置市を含みます。
④	全ての指定事業所等(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設を除く。)が同一中核市内に所在する事業者等	中核市	
⑤	①から④以外の事業者等	都道府県	

届出の提出における期日等について

◎指定の取り消しによる連座制の適用

① 取り消しの理由となった不正行為に、法人の組織的関与が確認された場合に連座制が適用されることとなります。

② 同一法人グループ等における密接な関係を有する法人が指定の取り消しを受けた場合、指定・更新の欠格事由に該当します。

【密接な関係を有する者に関するサービス類型】

障害福祉サービス ◎ごとの類型内で適用

◎障害福祉サービスⅠ
・居宅介護 ・重度訪問介護
・同行援護 ・行動援護

◎障害福祉サービスⅡ
・生活介護（※） ・短期入所

◎障害福祉サービスⅢ
・重度障害者等包括支援

◎障害福祉サービスⅣ
・共同生活援助 ・自立生活援助

◎障害福祉サービスⅤ（※）
・自立訓練 ・就労移行支援
・就労継続支援 ・就労定着支援

※施設障害福祉サービスとして提供される場合を除く。

障害児通所支援

・障害児通所支援

障害者支援施設

・障害者支援施設

相談支援(障害者) ◎ごとの類型内で適用

◎地域相談支援

◎計画相談支援

相談支援(障害児)

・障害児相談支援

届出の提出における期日等について

指定障害福祉サービス事業者等は、不正事案の発生防止の観点から事業運営の適正化を図るための体制を整備することが求められています。具体的には、全ての事業者において「法令遵守責任者」を設置し、届け出る義務があります。※通常新規指定時に提出をお願いしています。



注意

法人の代表者が変更になった、主たる事務所、または事業所所在地が変更になった際等について、「指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制変更届出書（以下業務管理体制変更届）」の提出が必要になります。詳細は本市HPをご確認ください。

届出の提出における期日等について

・ 指定変更申請書

※変更届ではありません

生活介護，就労継続支援 A 型，就労継続支援 B 型，児童発達支援，放課後等デイサービスの事業所，障害者支援施設において定員変更等（定員増等）を行う場合



※北海道からサービス量変更の同意が必要

事前（1 か月前を目安）に指定の変更を申請（者は様式第 17 号，児は様式第9号の10の14の2）する必要があります。

送迎時の安全確認の徹底（児童通所支援）

送迎時の安全管理について、令和5年4月1日から運営基準が改正され、送迎車両（原則として座席が2列以下の自動車を除く全ての自動車）に安全装置の設置が義務づけとなった。さらに、それ以外の対象とならない車両を用いる場合についても、乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならないこととなっている。



旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年5月20日条例第3号）

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第42条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

※放課後等デイサービスにおいても準用

安全装置の設置→令和6年3月31日で経過措置が終了
(装置による降車時の所在確認義務化)

原則3列シート以上の車両は設置義務があります。



詳細は、

「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」(国土交通省)

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000433.html

を確認して下さい。

安全装置の設置対象とならない車両を使用する場合であっても、児童の所在や置き去り防止の確認は徹底すべき事項です。

運転席に確認を促すチェックシートを備え付けたり、所在確認等を行ったことを記録する書面を備えるなどにより、児童が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにしてください。



- ☒ いつ、誰が誰をどこまで送迎したか
- ☒ 降車の車内確認は行ったか

すべての車両で実施を